

**新事業**

# 市民提案型協働支援事業補助金の提案事業を募集

0.4%支援事業、特色ある地域づくり事業を改め、市民公益活動を支援する新しい補助制度を創設しました。これまでは市民の投票により補助額を決定していましたが、「協働の提案テーブル」での話し合いにより内容を精査し、審査会での審査により交付決定する制度へと変更しました。

これまでの投票による補助金交付制度は、市民の市政参画への意識啓発に一定の効果がありました。一方で、交付団体に過度の負担を強いる、投票が団体活動の理解につながっていない、申請が年1回しか出来ないなどの課題がありました。

新たな補助制度は、「協働の提案テーブル」での話し合いによる合意を前提とすることで、提案内容、実施方法などを十分に検討できるようになるほか、提案を随時受け付けるので、事業を申請しやすくなります。補助金は、実施主体、事業内容などに合わせて3つのコースを用意しています。詳しくはお問い合わせください。

- 第1回提案受付期限(4月交付決定予定分) 2月12日(日) ※期限後も随時提案受け付け(5月以降の審査会審査を予定)
- 問い合わせ 本庁地域づくり推進課市民活動係(江刺総合支所・内線323)
- ※募集要項は市ホームページからダウンロード可

**◎ 事業説明会とNPOセミナーを開催**

市民提案型協働支援事業補助金の提案事業募集の開始に当たり、事業の周知と今後の協働のまちづくり施策への理解を深めるために説明会とセミナーを開催します。参加費は無料です。

- 日時 1月23日(日) 午後2時～4時
- 会場 市民活動支援センター会議室(メイプル地下)

**■補助制度のコース内容**

- チャレンジコース【実行委員会除く】**
  - ・発足5年以内の団体が新規で行う公益事業が対象(1団体2回まで)
  - ・補助率10/10以内(上限10万円)
- コラボレーションコース**
  - ・複数団体(活動実績1年以上)が協働で行う公益事業が対象(1事業2回まで)
  - ・補助率4/5以内(上限20万円)
- ステップアップコース**
  - ・NPO、事業者、振興会、実行委員会などが行う公益事業が対象(1団体原則3回まで※延長の場合あり)
  - ・補助率3/4以内(上限30万円)

**■内容**

- ・市民公益活動団体による事例発表
- ・講演「NPOの役割とは～地域づくりの担い手として～」(奥州・いわてNPOネット 菅原恵子 理事長)
- ・市民提案型協働支援事業補助金の制度説明

●●●●● 地区センターの管理・振興会助成も変わります ●●●●●

**新制度 地区センター指定管理者制度**

地区振興会が指定管理者となり、地区センターの管理運営を行います。利用手続きなどに変更はありません。制度の導入により、地区振興会を中心とした個性ある地域づくりの促進が期待されます。

**■4月から指定管理者制度を導入する地区センター**

地区センター名	指定管理者
水沢南地区センター	奥州市水沢南自治振興会
姉体地区センター	奥州市水沢区姉体町振興会
羽田地区センター	羽田地区振興会
田原地区センター	田原振興会
伊手地区センター	伊手振興会
玉里地区センター	玉里振興会
広瀬地区センター	広瀬振興会
稻瀬地区センター	稻瀬振興会
前沢地区センター	前沢地区連合振興会
白山地区センター	白山地区振興会
生母地区センター	生母地区振興会
小山地区センター	小山地区振興会
若柳地区センター	若柳地区振興会
胆沢愛宕地区センター	愛宕地域振興会
衣川地区センター	衣川地区振興会
衣里地区センター	衣里地区振興会

※残りの地区センターも各地区振興会と協議し順次移行

**改正 地区振興会への助成制度**

**【新規】協働のまちづくり事業補助金**

地区振興会などが実施する各種イベントなどのソフト事業を対象に、補助金を交付します。

- 補助率3/4以内(上限50万円)
- ※事業費の1/4の自主財源が必要

**【継続】地域運営交付金**

住民主体の特色ある地域づくりを進めるため、地区振興会の組織運営に関する基本的な経費および生涯学習事業に関する経費を対象として交付します。

**【継続】協働のまちづくり交付金**

地域の創意工夫によって地域課題の解決を図り、自治意識と地域の一体感を醸成する地域活動に要する経費を対象として交付します。

○主な変更点 交付額を見直すとともに、これまでの一般枠に相当する「基本額」に新たに「指定管理加算額」を加えて積算する方式に変更

市民活動のアイデアを“かたち”に!

# 協働のまちづくりは第2ステージへ

市や地区振興会、ボランティア団体などが互いに補い、協力して行ってきた「協働のまちづくり」。市は28年度から「協働の提案テーブル」をはじめ、市民提案型協働支援事業補助金、地区振興会への新たな助成制度などの取り組みを行い、さらなるまちづくり支援の充実を目指します。

■問い合わせ=本庁地域づくり推進課市民活動係(江刺総合支所・内線323)

**新しい話し合いの場「協働の提案テーブル」**

市民公益活動支援の中心となるのが「協働の提案テーブル」です。まず、市民公益活動団体が、自らが主体となって地域課題を市などと協働で解決する事業を提案。提案を受けた市では、事業担当課が中心となって「協働の提案テーブル」を開催します。話し合いでの合意を経て、市民提案型協働支援事業などを活用し事業化に結びつける仕組みです。協働の提案テーブル、事業化への流れについては、図1、図2をご覧ください。

**市民活動支援センターをご存知ですか？**

すでに市民公益活動をしている人、これから始める人のサポートをしています。「奥州・いわてNPOネット」が市から委託を受けて運営しています。

■場所=メイプル地下(☎4200)

図1 協働の提案テーブル(イメージ)

提案者と市が中心になって話し合いをする場です。出席者全員で、提案事業の実現性や、役割分担、費用の負担などを考えます。

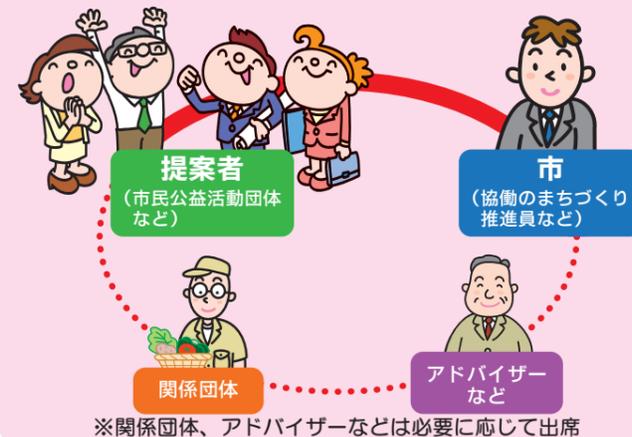


図2 新しい市民公益活動支援の流れ



**新設 協働のまちづくり推進員が事業提案を支援します**

市では、各課(室)に「協働のまちづくり推進員」を配置しました。推進員は市民公益活動団体からの問い合わせに対応するほか、協働事業の具体化に向けた検討を行います。「協働の提案テーブル」の活用に向けて組織体制を整え、住民ニーズに対応した行政サービスの提供と市民参画の促進を図ります。

**【主な役割】**

- ①協働の提案テーブルの開催
- ②団体からの協働提案の具体化に向けた検討
- ③各課(室)での協働の意識醸成
- ④団体からの提案や問い合わせなどへの対応